

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

(単位:円)

No.	実施計画No.	事業名称					担当課											
4	10	子育て応援支援金事業					子育て支援課											
総事業費	財源内訳																	
	臨時交付金	国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源												
306,367,601	237,819,785					68,547,816												
事業期間	R5.12.19～R7.3.31																	
目的	物価高騰の影響を受けている子育て世帯を経済的に支援することを目的とする。																	
実施内容	【支援金内容】 子育て世帯に対して対象児童1人当たり2万円の子育て応援支援金を支給した。 【対象者】 18歳以下の児童を養育する別府市に住民登録がある人 【申請期間】 R6年2月1日から3月31日まで（但し、3月15日から31日までの出生、転入の人は、4月15日まで）																	
効果	(1)支給人数 15,227人 (2)補助金額 304,540千円 ※本事業を行ったことにより、「あらゆる物価が上がっているので支援は助かる」など感謝のお声をいただき、「物価高騰の影響を受ける子育て世帯」への経済的支援が実施できた。																	
写真	2 子育て応援支援事業 ☎ 子育て支援課 ☎ 21-1427 物価高騰の影響を受けている18歳以下の子育て世帯に対し、子ども一人につき一律2万円の現金を支給します。 <table><tr><td>支給対象</td><td>18歳以下(令和5年度末時点)の児童を養育する人で、次の①、②に該当する人 ①令和5年12月31日時点で、別府市に住民登録がある人 ②申請日時点で、別府市に住民登録がある人</td></tr><tr><td>支給額</td><td>対象児童一人あたり一律2万円</td></tr><tr><td>支給日</td><td>2月上旬以降随時</td></tr><tr><td>申請期間</td><td>2月1日(木)～3月31日(日) ※窓口は土・日・祝日を除く ※出生・転入が3月15日～31日までの場合、申請期限は4月15日(月)</td></tr><tr><td>申請が必要な人</td><td>①別府市から児童手当の支給を受けていない人 ②令和6年2月1日以降に出生届を提出、または転入した児童を養育する人 ※申請が不要な人には令和6年2月上旬までに支給のお知らせを送付します。</td></tr><tr><td>申請書提出方法</td><td>・子育て支援課に申請書を郵送 ・子育て支援課窓口で申請書を提出 ※申請書は市ホームページからダウンロード または子育て支援課窓口で配布しています。</td></tr></table> ※詳細は市ホームページ をご覧ください▶  						支給対象	18歳以下(令和5年度末時点)の児童を養育する人で、次の①、②に該当する人 ①令和5年12月31日時点で、別府市に住民登録がある人 ②申請日時点で、別府市に住民登録がある人	支給額	対象児童一人あたり一律2万円	支給日	2月上旬以降随時	申請期間	2月1日(木)～3月31日(日) ※窓口は土・日・祝日を除く ※出生・転入が3月15日～31日までの場合、申請期限は4月15日(月)	申請が必要な人	①別府市から児童手当の支給を受けていない人 ②令和6年2月1日以降に出生届を提出、または転入した児童を養育する人 ※申請が不要な人には令和6年2月上旬までに支給のお知らせを送付します。	申請書提出方法	・子育て支援課に申請書を郵送 ・子育て支援課窓口で申請書を提出 ※申請書は市ホームページからダウンロード または子育て支援課窓口で配布しています。
支給対象	18歳以下(令和5年度末時点)の児童を養育する人で、次の①、②に該当する人 ①令和5年12月31日時点で、別府市に住民登録がある人 ②申請日時点で、別府市に住民登録がある人																	
支給額	対象児童一人あたり一律2万円																	
支給日	2月上旬以降随時																	
申請期間	2月1日(木)～3月31日(日) ※窓口は土・日・祝日を除く ※出生・転入が3月15日～31日までの場合、申請期限は4月15日(月)																	
申請が必要な人	①別府市から児童手当の支給を受けていない人 ②令和6年2月1日以降に出生届を提出、または転入した児童を養育する人 ※申請が不要な人には令和6年2月上旬までに支給のお知らせを送付します。																	
申請書提出方法	・子育て支援課に申請書を郵送 ・子育て支援課窓口で申請書を提出 ※申請書は市ホームページからダウンロード または子育て支援課窓口で配布しています。																	